

答 申

第1 香川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報の開示請求

令和7年4月28日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「令和〇年〇月〇日にあった精神保健法第23条の総ての書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る審査請求人の保有個人情報が含まれる行政文書として、次の文書を特定し、令和7年5月23日付けで、（1）については全部開示決定、（2）については別表の「開示しない部分」が「開示しない理由」に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

（1）令和〇年〇月〇日付け〇号精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による診察の結果について（障害福祉課長あて）

（2）令和〇年〇月〇日付け〇号精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による診察の結果について（健康福祉部長あて）（以下「本件保有個人情報1」という。）

精神障害者等発見通報書（以下「本件保有個人情報2」という。）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条に基づく調査票（以下「本件保有個人情報3」という。）

診断書（入院措置用）（以下「本件保有個人情報4」という。）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年7月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分で黒塗りされている全ての情報の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件保有個人情報1について

「精神保健指定医氏名」

本当の医師であるか又指定医であるかの確認が取れない。

(2) 本件保有個人情報2について

何故保護されたか分からないし、書いている部分が全て嘘八百である。だから黒塗りも嘘八百である。

(3) 本件保有個人情報3について

保健師の〇〇と名乗り、調査員の〇〇（又は〇〇）と名乗った。

(4) 本件保有個人情報4について

「病名」

入院の必要有とされたのか、病名は知りたい。

「生活歴及び現病歴 推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。」

事実でないことで保護され、精神保健福祉法第23条通報されたので黒塗りも事実でないと考えられる。

保健師は〇〇と名乗った。もう一人は「調査員の〇〇です」と名乗った。名前を名乗った〇〇及び〇〇の名前は黒塗り。診断に立ち会った者は〇〇と名乗った人である。これも黒塗りである。本当に本物の〇〇かどうか分からない。

医師は名乗らなかった。だから本当の医師かどうか分からない。名前は知りたいので開示してほしい。また、医師の診断に関するほとんどは全てが黒塗りである。

診断書の全て及び医師、保健師、調査員の名前も黒塗りというのは、本人及び家族にどのような状態か又本当の医師であるかどうか分からない様になっている。

第4 実施機関の理由説明

実施機関が弁明書において主張している本件処分を行った理由は、次のとおりである。

1 処分の内容

本件処分を行った文書は、〇〇警察署から請求人に対する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 23 条の規定による通報が香川県〇〇保健所になされ、同保健所が精神保健福祉法第 27 条の規定による調査を行った結果、同条の規定による精神保健指定医の診察（以下「措置診察」という。）が必要であると保健所長が判断したことから、精神保健指定医による措置診察を実施することとした、措置入院関係事務に関する文書である。

実施機関としては、本件保有個人情報開示請求事案について、法の各条項に照らし部分開示決定処分とした。

2 処分の理由

（1）法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

ア 該当部分

- a 「精神保健指定医氏名」「家族等の連絡先電話番号」「対象者の状況調査欄 具体的内容」「家族の状況」「調査者」「陳述者氏名」「職員職氏名」（以下「精神保健指定医氏名等」という。）
- b 「対象者の状況調査欄 調査項目」「生活歴及びその他調査時の特記事項」（以下「調査項目等」という。）

イ 該当性

a 精神保健指定医氏名等が記載された部分について

開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。

なお、精神保健指定医及び文書に記載された公務員の氏名については、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しないことから、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イには該当しない。

また、そのほかの情報についても、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

よって、法第 78 条第 1 項第 2 号の不開示情報に該当する。

b 調査項目等が記載された部分について

請求人以外の者の状況が記載されていることから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

また、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。
よって、法第 78 条第 1 項第 2 号の不開示情報に該当する。

(2) 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

ア 該当部分

a 「発見当時の状況及び精神障害のために自傷又は他害のおそれがあると認めた理由、備考」「対象者の状況調査欄 調査項目」「生活歴及びその他調査時の特記事項」(以下「発見当時の状況等」という。)

b 「病名」「生活歴及び現病歴」「重大な問題行動」「現在の精神症状～現在の状態像」「診察時の特記事項」(以下「病名等」という。)

イ 該当性

a 発見当時の状況等が記載された部分について

措置入院関係事務において、関係機関及び関係者(以下「関係機関等」という。)から収集した情報は、精神保健福祉法第 27 条の規定により保健所が措置診察の要否の判断をするに当たり重要な情報となるものである。

そのため、保健所は、関係機関等から具体的かつ率直な情報の提供を受けることが必要とされ、また、提供された情報や対応の内容をそのままに記載することが必要である。関係機関等は、請求人に開示されることを想定せずに情報を提供するものであり、これらの情報が請求人に知られることが前提となれば、今後、関係機関等は具体的かつ率直な情報の提供を差し控えることが想定され、保健所において必要な情報を収集することが困難になり、今後の措置入院関係事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがある。

よって、開示することにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある情報であるため、法第 78 条第 1 項第 7 号の不開示情報に該当する。

b 病名等が記載された部分について

強制的入院である措置入院の要否の判定は、被診察者の人権確保上、厳に適正でなければならないことから、精神保健指定医が作成する措置入院に関する診断書は、厳格、適正さを担保する上で極めて重要な役割を担うものである。よって、診断書に記載される情報は、医学的、専門的見地から判断して、客観的かつ具体的に記載されることが要求されるものである。これらの情報が請求人に知られることが前提となれば、精神保健指定医が、措置入院の要否を決定するに当たり必要となる記載を、本人に開示されたとしても差し障りのない内容とするなど、診断書の記載内容の形骸化につながる可能性があり、措置入院関係事務の今後の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、開示することにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある情報であるため、法第 78 条第 1 項第 7 号の不開示情報に該当する。

以上のことから、本件処分は、適法かつ妥当なものである。

第 5 当審議会の判断

1 措置入院制度について

精神保健福祉法第 23 条は、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない」ことを定めており、精神保健福祉法第 27 条第 1 項は、「都道府県知事は、第 22 条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない」と定めている。

そして、精神保健福祉法第 29 条第 1 項において「都道府県知事は、第 27 条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる」ことを定めており、これを措置入院という。

2 本件保有個人情報について

本件保有個人情報 1 は、精神保健福祉法第 27 条第 1 項に基づく精神保健指定医の診察の結果について、保健所長から健康福祉部長宛てに報告を行った文書である。

本件保有個人情報 2 は、精神保健福祉法第 23 条に基づき、〇〇警察署の警察官が香川県知事(〇〇保健所長)に通報するために作成した精神障害者等発見通報書である。

本件保有個人情報 3 は、通報を受けた保健所が、精神保健福祉法第 27 条第 1 項の規定による精神保健指定医の診察の可否を判断するために、保健所職員が審査請求人の症状等について調査を行った記録が記載された調査票である。

本件保有個人情報 4 は、通報を受け、精神保健福祉法第 27 条第 1 項に基づき、精神障害者又はその疑いのある者の自傷又は他害行為を起こすおそれについて考察し、措置入院の可否を判断するために行う精神保健指定医の診断結果を記載した診断書である。

3 不開示事由について

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号について

法第 78 条第 1 項第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

そして、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又はハ「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

なお、同号ただし書ハは、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示情報から除くものとしているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、同号ただし書イに該当する場合には開示することとなる。

(2) 法第 78 条第 1 項第 7 号について

法第 78 条第 1 項第 7 号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからトまでを掲げている。

4 本件保有個人情報に対する判断の妥当性について

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

ア 精神保健指定医等の氏名等について

本件処分において不開示とした部分のうち、本件保有個人情報 1 及び本件保有個人情報 4 には、精神保健福祉法第 27 条第 1 項に基づき診察を行った精神保健指定医の氏名が記載されており、本件保有個人情報 3 には、精神保健福祉法第 27 条第 1 項の規定に基づき調査を行った保健所職員の氏名、氏名が特定される職の名称及び印影並びに同職員が聴き取りを行った警察官の氏名が記載されている。また、本件保

有個人情報4には、陳述者及び診察に立ち会った者として、保健所職員の氏名及び氏名が特定される職の名称が記載されている（以下「精神保健指定医等の氏名等」という。）。

これらの情報は、精神保健福祉法第27条第1項の規定による診察の実施の要否又は措置入院の要否の判断に重要な役割を担う者等に関する情報であって、一般にこれらの情報を本人に開示した場合、措置入院手続に対する不満や、精神保健指定医及び保健所職員等に対する不信感、誤解に基づき、診断書等の記載内容の真偽や詳細等を確認するため、精神保健指定医及び保健所職員等の日常生活に支障を及ぼすような行為がなされるおそれがある。

なお、審査請求人は、保健所職員が自身の姓を名乗り、その姓を聞いている旨の主張をしているが、実施機関に確認したところ、氏名を名乗るかどうかについて、法令や事務取扱要領、マニュアル等による定めはないとのことであった。したがって、法第78条第1項第2号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。

よって、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するため、法第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、不開示が妥当である。

イ 開示請求者以外の情報（精神保健指定医等の氏名等を除く。）について

本件処分において不開示とした部分のうち、本件保有個人情報2及び本件保有個人情報3に記載された家族等の連絡先電話番号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、法第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、不開示が妥当である。

なお、本件保有個人情報3のうち、「調査項目7部分」、「生活歴及びその他調査時の特記事項欄9行目」及び「家族の状況欄」中の家族の意向欄に記載された情報について、実施機関は法第78条第1項第2号に該当するとしているが、当該情報は、関係機関等への調査等において取得した情報であるため、当審議会では、以下4(2)イにおいて、法第78条第1項第7号該当性の検討を行う。

(2) 法第78条第1項第7号該当性について

ア 本件保有個人情報2について

本件処分において不開示とした部分のうち、「発見当時の状況及び精神障害のため

に自傷又は他害のおそれがあると認めた理由欄」には、警察官が現場において、審査請求人の言動等について調査、観察を行い、その精神状態について評価、判断し、その結果、保護に着手し、更に通報に至った経緯が客観的かつ率直に記載されている。また、「備考欄」には、審査請求人の通報の必要性を補足する情報が記載されている。

これらの記載欄には、警察官が被通報者を自傷他害のおそれがあると判断するに至った理由及び過程が記載されており、事柄の性質上、被通報者の認識や意に沿わない内容を含むことが想定されるため、これらの情報が開示されることになると、被通報者の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記述することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法第 78 条第 1 項第 7 号の不開示情報に該当し、不開示が妥当である。

イ 本件保有個人情報 3 について

本件処分において不開示とした部分のうち、「対象者の状況調査欄 調査項目 1～6 部分」、「生活歴及びその他調査時の特記事項欄 11 行目以降」、「調査項目 7 部分」、「生活歴及びその他調査時の特記事項欄 9 行目」及び「家族の状況欄」のうち、家族の意向欄には、保健所職員が、関係機関等への調査等において取得した情報及び本人との面接の結果を踏まえて、自傷他害のおそれがあるため措置診察を要するとの判断を行った根拠となる本人に関する所見・評価が記述されている。

これらの記載欄には、保健所職員が審査請求人に対する評価等を行った内容が記載されており、これらの情報が開示されることを前提に評価等が行われた場合には、開示されることを意識するあまり、本来なすべき評価等を差し控え、画一的な評価等が行われる可能性が高く、そうなると、この調査票の記載自体が形骸化してしまう事態が生じることも否定できない。

また、これらの記載欄には、関係機関等への調査等において取得した内容も含まれており、これらの情報が開示されることになると、実施機関と関係機関等との信頼関係を損ない、調査対象者に関する情報の入手が困難になり、今後の措置入院関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法第 78 条第 1 項第 7 号の不開示情報に該当し、不開示が妥当である。

ウ 本件保有個人情報 4 について

本件処分において不開示とした部分のうち、「病名」欄は、精神保健指定医が、医学的・専門的見地から判定した病名が記載されている。「生活歴及び現病歴」欄は、精神保健指定医が、関係者から聴取したこれまでの生活歴や病歴等を基に、措置入院が必要であるか否かを医学的に判断するために必要な情報が記載されている。また、「重大な問題行動」欄は、精神保健指定医が、同欄に列挙された問題行動に該当する事実がこれまでにあったかどうか、今後そのおそれがあるかどうかを確認した事項が記載されており、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄は、精神保健指定医が、列挙された問題行動、症状又は状態像に該当する事実があるかどうかを確認した事項が記載されている。そして、「診察時の特記事項」欄は、審査請求人の症状及び問題行動等の状況を踏まえて、精神保健指定医の総合的な判断が記述式で記録されている。

これらの記載欄は、事柄の性質上、被診察者本人の認識や意に沿わない内容を含むことも想定され、精神保健指定医は、当該内容が本人に開示されないことを前提に記載を行っているため、これらの情報が本人に開示されることになると、本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化することなどが予想され、診断書の記載内容が形骸化し、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法第 78 条第 1 項第 7 号の不開示情報に該当し、不開示が妥当である。

なお、法第 78 条第 1 項第 1 号は、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報を不開示情報として定めている。通常、病名等の告知は、医者と患者との治療関係においても特段の配慮が必要な事項であるが、法に基づく開示請求において病名等を開示することは、これらの配慮を欠くことになり、病状等の悪化をもたらすおそれがあると考えられる。しかし、前述のとおり、当該情報は、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当することが明白であることから、同項第 1 号該当性について重ねて検討は行わないこととする。

以上の結果、当審議会は、第 1 のとおり判断する。

第 6 当審議会の審議経過

(略)

別表

	開示しない部分	開示しない理由
本件保有 個人情報 1	精神保健指定医氏名	開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (法第 78 条第 1 項第 2 号)
本件保有 個人情報 2	発見当時の状況及び精神障害のために自傷又は他害のおそれがあると認めた理由欄、備考欄	地方公共団体等が行う事務に関する情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (法第 78 条第 1 項第 7 号)
	家族等の連絡先電話番号	開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (法第 78 条第 1 項第 2 号)
本件保有 個人情報 3	対象者の状況調査欄 調査項目 1～6 部分、生活歴及びその他調査時の特記事項欄 11 行目以降	地方公共団体等が行う事務に関する情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (法第 78 条第 1 項第 7 号)
	対象者の状況調査欄「具体的内容」 1, 2 行目、調査項目 7 部分、生活歴及びその他調査時の特記事項欄 9 行目、家族の状況欄、調査者	開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (法第 78 条第 1 項第 2 号)
本件保有 個人情報 4	病名欄、生活歴及び現病歴欄、重大な問題行動欄、現在の精神症状～現在の状態像欄、診察時の特記事項欄	地方公共団体等が行う事務に関する情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (法第 78 条第 1 項第 7 号)
	生活歴及び現病歴欄(陳述者氏名)、精神保健指定医氏名、職員職氏名	開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (法第 78 条第 1 項第 2 号)